

入所申込時から申込後の必要な手続きについて

特別養護老人ホーム阿品清鈴

2020年7月作成

原則要介護 3 以上



入所申込者

ご本人・ご家族など

担当者

在宅生活中
担当ケアマネージャー
入院入所中
担当相談員など



入所申込時

入所申込書の
記入

介護保険証
写しを提出

調査票への
記入依頼

サービス提供表
直近3カ月分提出

施設に提出 = 申込完了

入所申込後

変更や取下がある時
申込者からの申し出

以下の変更時
申込者が連絡

要介護度の
変更

生活場所の
変更

入所申込
取下

施設に
電話連絡

意向変更時
申込者が提出

意向変更届
記入

調査票(更新
用)記入依頼

施設から連絡する時
現況調査や順位が上位の場合

2月頃
現況調査

全員に送付

調査票(表面)
記入

調査票(裏面)
記入依頼

施設に提出

未提出の場合、取下の可能性もあります

3・7・11月頃
入所検討
委員会

上位10番以内
の方のみ

事前調査票
記入

調査票(更新
用)記入依頼

おおよその待機順位はお電話でお問い合わせ願います



① 入所申込の要件

原則要介護3以上の方が申込出来ます。

(市町が特例を認めた場合のみ要介護1・2でも申込可能)

② 医学的管理が必要な方は入所出来ない場合があります

順番が来ても医学的管理の状況によっては、施設で対応出来ないこともあります。

入所出来ない	状況により入所可能		
中心静脈栄養	胃瘻栄養	インスリン自己注射	留置カテーテル
経鼻栄養	胃瘻の方専用のベッドが空くまで 	時間指定が無い薬剤に変更可能な場合 	状態が安定しており、頻回な発熱など無い場合 
人工透析			
頻回な痰の吸引			
自己導尿			
在宅酸素療法			
気管切開			

③ 「入所」の順番がくる時は、誰かが「退所」した時です

いつ入所出来るのか気になる方が多いですが、どなたかが退所しなければ入所の順番は回ってきません。「入所出来るのはいつ？」の質問には答えにくいのが現実です。

どなたかが退所して、入所検討委員会で決定した待機順位が1番になって初めて入所可能となります。「申込み＝すぐに入所」は出来ません。

退所となる
主な理由

亡くなられた時



短期入院された時



(参考)
年間10名程度の退所者がおられます。

④ 入所申込の際に記入が必要な書類は2種類です

申込書

入所申込者が
記入します



調査票

担当者が
記入します



提出が必要な書類

介護保険証のコピー
(在宅の方のみ)
サービス提供表
過去3カ月分

⑤ 入所申込の際は、必ず担当者の方の協力が必要です

入所申込書と一緒に提出して頂く調査票は、入所希望者の現在の担当者の方に記入して頂きます。申込後も記入を依頼する書類がありますので、よくご相談の上で申込をお願いします。

⑥ 「入所の意向」は非常に重要です

意向の確認欄



入所順位を決める際に重要な基準です

順番が来れば
入所したい



⇒ 上位10番以内に入られた場合は入所検討委員会で
順位を確定します。現況調査を年1回実施します

原則、「順番が来れば入所したい」と希望された方を優先
して声をかけさせていただきます。

入所検討委員会
3月・7月・11月に
上位10番以内となった場合

事前 調査票		調査票 (更新用)	
入所申込者が 記入		担当者が 記入	

現況調査
毎年2月頃

調査票 表面		調査票 裏面	
入所申込者が 記入		担当者が 記入	

今の生活場所での
生活を継続したい



⇒ 現況調査のみ実施します。

入所の意向が変わった場合は「入所意向変更届」を提出し
て頂きます。その際は担当者の方に調査票を提出して頂く
必要があります。

~~**入所検討委員会**
3月・7月・11月に
上位10番以内となった場合~~



事前 調査票		調査票 (更新用)	
入所申込者が 記入		担当者が 記入	

現況調査
毎年2月頃

調査票 表面		調査票 裏面	
入所申込者が 記入		担当者が 記入	

(ご注意)
入所を希望されるまで
入所検討委員会にて
順位を検討しません。

意向変更時

入所意向 変更届		調査票 (更新用)	
入所申込者が 記入		担当者が 記入	

この手続きが必ず必要となります

在宅生活をされている方のみ



「今の生活場所での生活を継続したい」に記入されていても、「順番が来れば入所したい」
で対応します。順番が来ても入所を保留(確定保留)出来ます。

⑦ 「入所検討委員会」は年3回開催です

3月・7月・11月の月末頃に委員会を開催します。その都度介護の必要性が高い方から上位10番以内の方に声をかけさせていただきます。前回の委員会で上位10番以内に入っても、次の委員会で上位10番以内に入らないこともあります(他の待機者の「介護の必要性」が高い時)。

入所検討委員会

3月・7月・11月に
上位10番以内となった場合

事前 調査票		調査票 (更新用)	
入所申込者が 記入		担当者が 記入	

返送して頂いた資料に基づいて「介護の必要性」を点数化します。その上で順位を確定し、同点の場合は委員会の合議によって順位が変更されます。

決定した順位は次の検討委員会まで有効です。上位3番以内に入られた方は、入所の調整を進めます(⑫に詳細)。



検討委員会までに
必要性が高くなった
情報は担当者から!

調査票

⑧を参照



私が上がる時、誰かが下がります

私が下がる時、誰かが上がります

⑧ 「入所検討委員会」とは公平公正に順位を決める委員会です

入所順位を決める基準は、広島県内全ての特別養護老人ホームと同じ「広島県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」です。



広島県内共通の指針

委員会のメンバー



施設 各職員
+
第三者委員(学識経験者)



委員会では法人以外の第三者である地域の学識経験者の方に加って頂き、公平公正に合議の上で順位を決定しております

⑨ 「入所指針」の基準は「介護の必要性」を点数化します

点数化の項目

要介護度	家族の状況
認知症の程度	住居の状況
在宅サービス利用状況 または入院・入所期間	地域の状況 入所待機期間

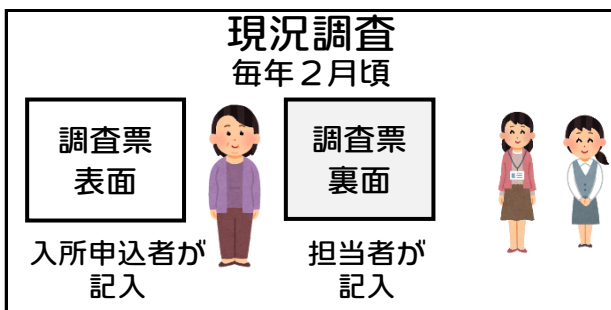


要介護度が高いから、申込が早いから入所出来るというのではなく、上記の項目に応じて点数化し必要性を客観的に判断します。

申込書や調査票などに、どのようなことに困っているから入所したいのかが記入しないと、必要性が伝わりません。

⑩ 「現況調査」の重要性

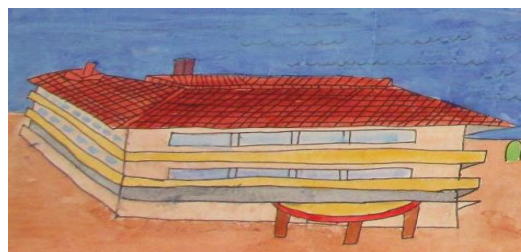
現況調査の目的は、介護の必要性が変わっている場合に考慮出来ることと、入所申込の継続意向確認になります。



調査票に記入して頂いている情報を基に、全員の必要性を見直します。入所の必要性が無くなった方等もおられるので、待機順位が大きく入れ替わります。住所が変更となった場合など必ずこの時にお知らせ頂きますようお願いいたします。

⑪ 他の特別養護老人ホームに入所された場合

特別な事情がない限りは入所申込を取り下げ頂くようお願いしております。同時に他の特別養護老人ホーム入所申込をされている場合は必ずご相談をお願いします。



特別養護老人ホーム入所前には必ずご相談頂きますようお願いいたします。

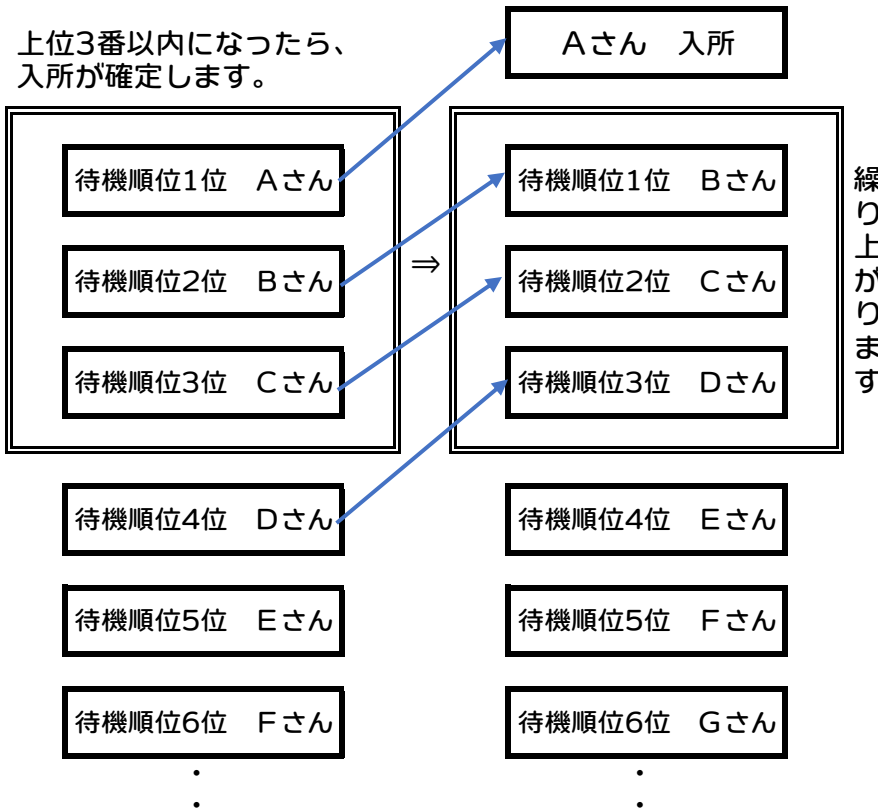
特別養護老人ホーム阿品清鈴

サービス選択の自由があるので申込の継続は可能ですが、必要性が高くないため順位は回りにくくなります。

⑫ 入所順位が近づいて来た時のお知らせ

「⑦入所検討委員会」において上位10番以内に入ると、入所が近づいて来ます。入所希望者の個々の状況に合わせて、施設からご連絡を差し上げます。

上位3番以内になったら、入所が確定します。



上位3番以内になった段階で、入所に向けた具体的な事前説明を行います。

改めて施設に来て頂き、入所に向けた荷物や書類の説明や見学をして頂きます。

事前説明前の送付書類

- ①契約関係書類
- ②診断書・病状経過書
- ③入所準備品の一覧
など、一式

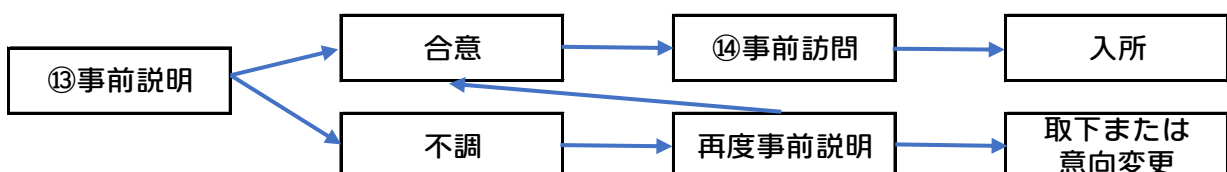
送付資料がたくさんありますが、事前説明で説明致します

⑬ 入所に向けた「ご家族」の準備 = 事前説明

入所して頂く際に必要なものは、「荷物」「書類」「心構え」の3点です。

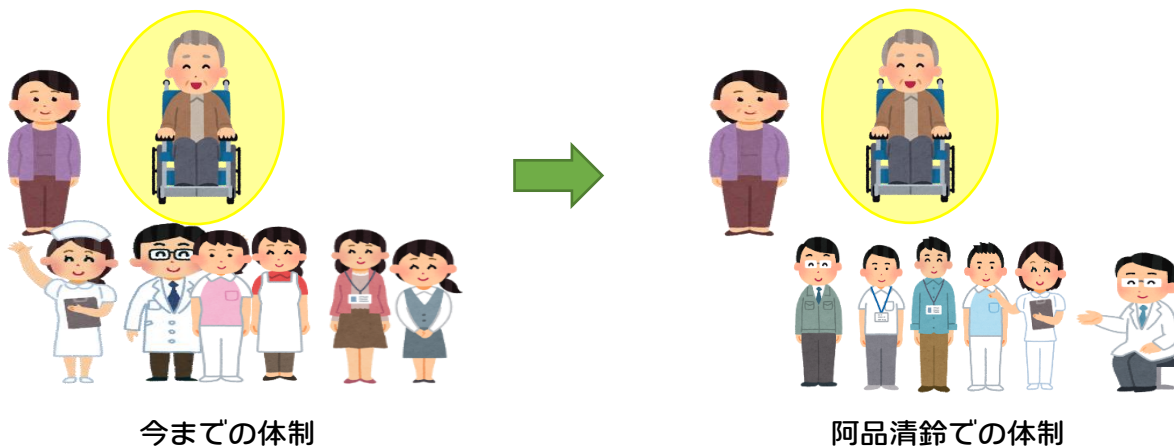
1. 荷物	衣類（着やすいもの）5組程度・枕・掛け布団・掛け布団カバー など、現在使用しているものを中心そろえて頂きます。詳細は一覧表をお渡しします。
2. 書類	契約書類以外に、現在の心身状態をかかりつけの先生に記入して頂く診断書などお渡ししますので、記入依頼をお願いします。ご家族の代表となる身元引受人を決めて頂き、その方を中心に連携していきます。
3. 心構え	入所して頂くにあたり、施設の体制をご理解頂き、ご家族の方等としっかり連携していく必要があります。万が一のことについてもお話しさせて頂き、緊急時にどのような体制を取るか心構えをして頂くきっかけを作ります。

入所して頂くにあたり不安なことがないか確認して、安心した生活ができるように説明を行います。施設内の見学や職員の紹介などさせて頂き、出来る限りの不安を解消しながら入所に向けて調整していきます。この段階で不安が解消出来ない場合、入所を取り下げることも可能です。



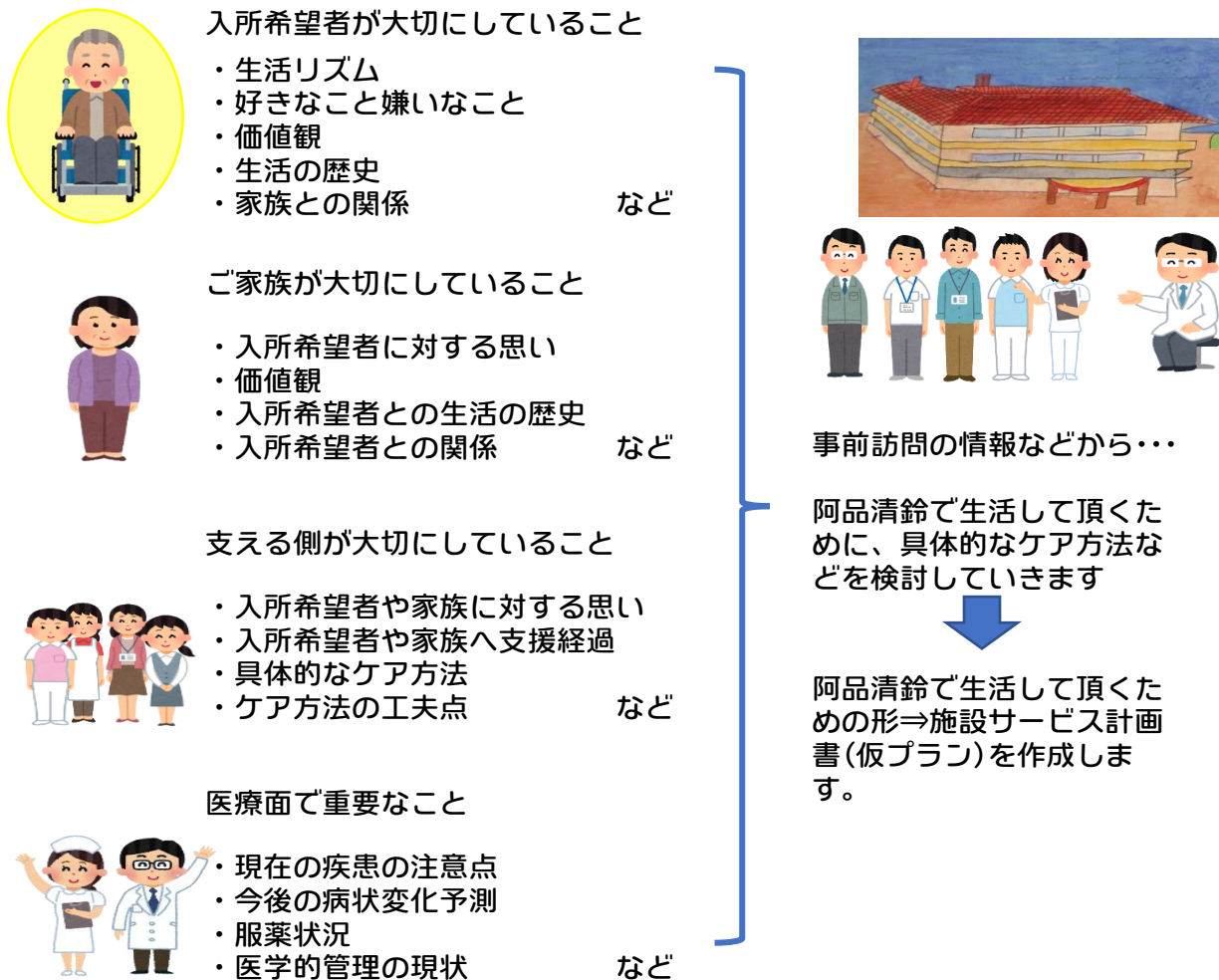
⑭ 入所に向けた「施設」の準備 = 事前訪問

現在どのような生活をされているか、関わる職員が直接訪問してお話を伺うことで、入所後のケア方法を検討する大切な準備です。



「人」も「環境」も変わることによって、ご本人もご家族も戸惑われることがあります。出来る限りそのようなことが起きないように、事前訪問で詳しいことを聞かせて頂きます。

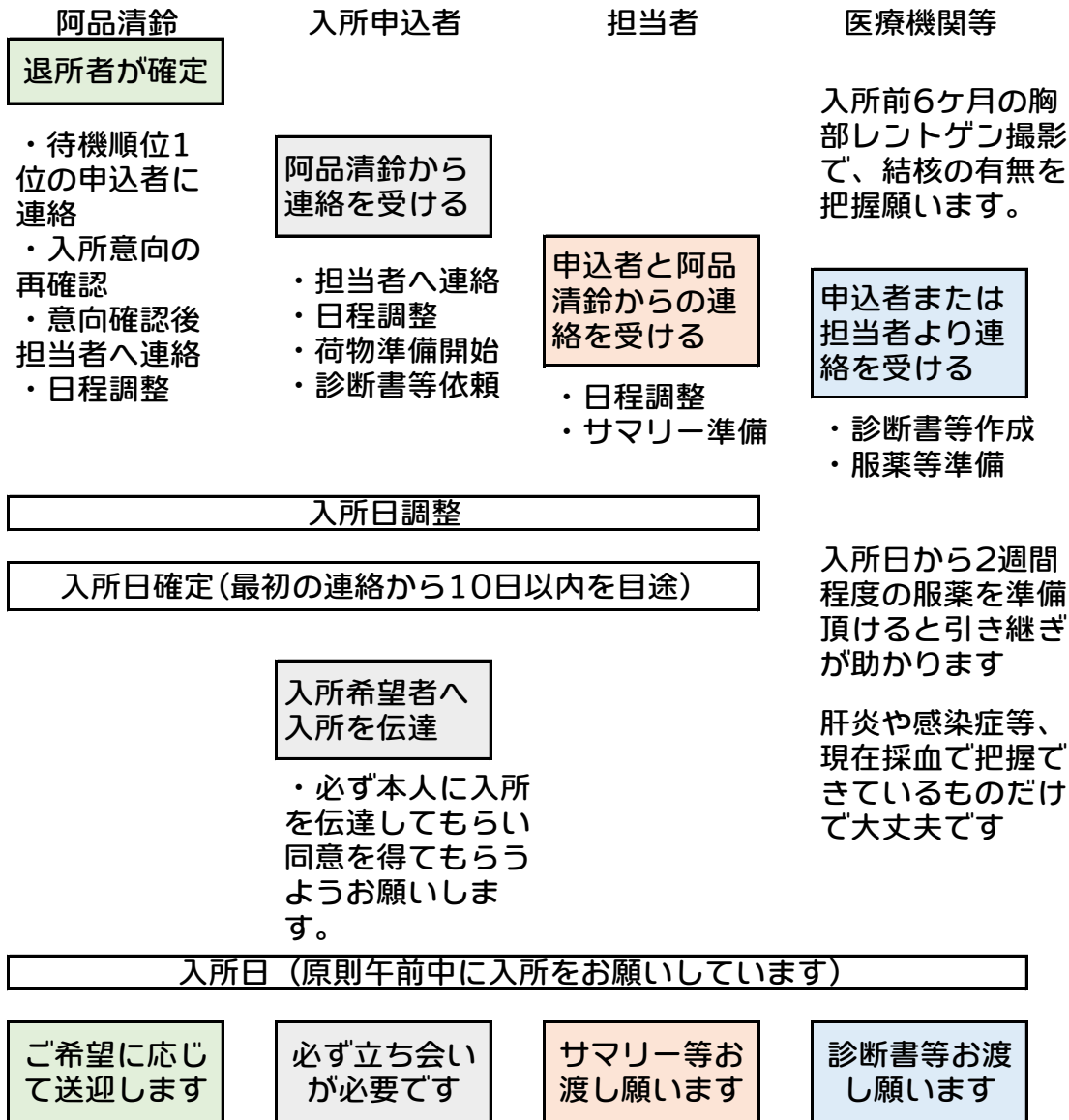
支える人もそれぞれ注意するポイントが異なるので、とても重要です。



⑮ 入所順番が来た時の流れ

③でもお伝えしたとおり、どなたかが退所されたタイミングで順番が来ます。急に順番が回ってくる場合がありますので、心構えをお願いします。

入所順番が来てから「1週間から10日」を目途に入所して頂きます。



事前説明・事前訪問の内容を確認しながら契約手続きを行います。

⑯ 入所契約手続き

主な内容

- 書類の確認や荷物の確認を中心に、お話しを進めて参ります。
- ご本人が新たな生活を送ってもらうために必要な最終調整を当日行います。
- 事前説明の時に顔合わせのできていない担当職員を紹介します。
- 面会についての具体的な流れを説明します。
- 洗濯物の取り扱いについて、洗濯室を見て頂きながら説明します。